

【傷病手当金 よくあるお問い合わせ】

2023年9月1日

※業務委託開始(2023年4月)に伴う変更点は赤下線

旭化成健康保険組合

NO.	ご質問	ご回答
1-1)	傷病手当金とは <u>どのような制度</u> ですか？	被保険者が <u>病気やけがの療養のために仕事を休み、病気欠勤、私傷病休職により給料をもらえないときは生活保障として傷病手当金が支給されます。</u> 医師の証明が必要です。
1-2)	<u>有給休暇(年休、サポート休暇)を全部使用してからでない</u> と傷病手当金を請求できませんか？	有給休暇が残っていても請求は可能です。
2-1)	傷病手当金請求のためには <u>何を提出</u> すればよいですか？	◆HP掲載「 <u>健康保険 傷病手当金・付加金支給申請書</u> 」のP1とP2療養担当医師の意見の記入が済んだら、NO.6 の提出先に送付ください。※委託後数か月は旧様式の請求書でも受付可能 [その後、提出先(事業主人事)で事業主欄を記入し、出勤証、給与明細を添付し委託先に送付] ◆初回申請の場合は「 <u>調査に関わる同意書</u> 」「 <u>前所属健康保険組合加入状況回答書(入社1年未満の方のみ)</u> 」を併せて提出ください。
2-2)	傷病手当金支給申請のために主治医の <u>診断書</u> の提出が必要ですか？	診断書の提出は不要で、診断書では「療養担当医師の意見」の代わりにはなりません。申請書の「療養担当医師の意見」記入は必須です。医療機関の事情により別紙の場合も可とします。
3-1)	<u>申請のタイミング</u> は	事前(休む予定日)ではなく、事後(既に休んだ日)について申請ください
3-2)	申請内容の「 <u>傷病のため休んだ期間</u> 」はいつから記入すればよいですか？	NO.4 の待期期間を考慮して有給休暇(年休、サポート休暇等)や社休を含めて記入ください。
4	<u>待期</u> とは？	療養のために会社を休んだ最初の連続した3日間は待期として支給されません。待期には有給休暇(年休、サポート休暇等)や社休も該当します。待期完成後の病気欠勤等(給与支給なし)に対して傷病手当金が支給されます。

5	申請書提出の締切、支給のスケジュールは？	<p>◆<u>在籍者</u> <u>毎月 10 日前後の締切日(不定)までに NO.6 提出先に到着分をその翌月給与にて支給</u>(PDF 傷病手当金提出締切日)。締切日は人事システム室毎月発行「給与ミニ情報」に掲載</p> <p>◆<u>任意継続者、退職者:毎月 20 日前後の締切日(不定)到着分を翌月末支給</u></p>
6	申請書の 提出先 は？	<p>◆<u>旭化成、事業会社の社員</u> 社内メール便:人事システム室(延岡) 郵送:旭化成株式会社 人事システム室 〒882-0847 宮崎県延岡市旭町2丁目1番地3</p> <p>◆<u>グループ会社の社員</u> 関係会社総務人事窓口</p> <p>◆<u>任意継続者、退職者 ※委託先へ</u> <u>〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-6 アクロス新大阪 10 階</u> <u>株式会社バリューHR健保事務処理センター</u> <u>旭化成健康保険組合担当</u></p>
7	新型コロナウイルス感染症 で自宅療養の場合等の申請書の「 療養担当医師の意見 」についてはどうすればよいのでしょうか？	<p>◆<u>2023 年 5 月 8 日以降</u> 診療を受けた医師より「療養担当の医師意見欄」に記入してもらう</p> <p>◆<u>2022 年 9 月 8 日～2023 年 5 月 7 日</u> 1)基本、診療を受けた医師より「療養担当の医師意見欄」に記入してもらう <u>※1)を得られない場合は下記 2)3)のような療養開始日等がわかる書類を添付</u> 2)保健所等発行の通知や証明書(My HER-SYS 等)のコピー 3)医療機関による新型コロナウイルス感染症陽性診断等文書のコピー ※1)以外の文書で療養終了日記載がない場合、有症状の場合は発症から 7 日間経過、無症状の場合は検体採取日から 7 日間経過の範囲内であれば支給 ★出勤証等に症状の有無を記入</p> <p>1)～3)がない場合は、PDF 療養状況申立書に経過を記入</p>

8	傷病手当金 <u>支給額</u> はいくらですか？	<p><u>法定給付:標準報酬日額[※]×2/3×支給日数</u> <u>付加給付:標準報酬日額[※]×12%×支給日数</u> [※]標準報酬日額＝支給開始日以前12カ月間の標準報酬月額平均／30日 (入社1年未満の算定方法はホームページ参照)</p>
9	<u>退職後に継続給付</u> を受けられますか？	<p>要件を満たせば受給できますが、申請書受領後に総合的に判断して支給可否等を判断します。</p> <p>【退職後の継続給付について:主な要件】 [※]在籍中支給要件と同様部分省略</p> <p>①在職中に <u>1年以上継続して健康保険組合被保険者</u>である(共済組合、国民健康保険・任意継続・被扶養者期間を除く)</p> <p>②在職中に傷病手当金を受けていたか受けられる状態であり、退職後も同一の <u>疾病により労務不能継続。在職中の分は事業主経由で申請が必要。</u> 在職中に連続3日の休み(待期が完成)があり、この待期期間以外に休んでいる。また退職日に1日休んでいる。 [※]これらの休みは病欠欠勤でなくてもよい。年休等有給休暇・社休でも可</p> <p>③支給開始日から1年半で満了。令和2年7月2日以降支給開始の場合は通算であるが、<u>退職後は1日でも受給できない日(働いた、医師が労務不能と認めない等)があると支給満了</u></p> <p>④<u>雇用保険の申請をしていないこと</u>(労務不能状態で求職活動はできないため)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後は弊健保加入の有無については問わない。 ・[※]弊健保任意継続でない場合はNO.8の付加給付はない